

仕 様 書			
レジオネラ属菌検査役務	仕様書番号	営8-18	
	作成年月日	令和8年7月10日	
	作 成 者	中央輸送隊 管理科	
1 適用範囲 この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「レジオネラ属菌検査役務」について適用する。 2 所在地及び対象施設 (1) 所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地 (2) 対象施設 隊員浴場 3 役務に関する要求 本役務は、仕様書及び厚生労働省通知における「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」等関係法令及び条例に基づき実施する。 4 実施概要 レジオネラ属菌検査：浴槽1槽（1検体を2回） 5 実施期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、検体採取の時期については下記の時期とし、細部日程については官側担当者と調整の上、指定された日に採取すること。 (1) 1回目：令和8年9月1日から令和8年9月30日まで (2) 2回目：令和9年2月1日から令和9年2月28日まで 6 一般事項 (1) 本仕様書に記載なき事項といえども、役務完了に必要な事項は、監督官の指示に従い実施するものとする。 (2) 敷地内への立入り及び敷地内での行動は部内規則に従うこと。また、実施区域外へ立入りは禁止するほか、敷地内の施設等に損傷を与えないように注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、官側担当者に速やかに報告するとともに、請負者負担で現状復旧すること。 7 特記事項 (1) 検出水の採取は、請負者が全て実施するものとし、採取に使用する機材及び消耗品類等は請負者の負担によるものとする。 (2) 分析検査は採取後速やかに検査すること。以下の項目について実施すること。 ア レジオネラ属菌 イ 大腸菌群数 ウ 濁度 エ 過マンガン酸カリウム消費量 オ 残留塩素			
件 名	レジオネラ属菌検査役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 2

- (3) 検査完了後、「検査報告書」を提出すること。報告様式については、任意とするものとし、下記に示す内容について記述する。

ア 事業所名

イ レジオネラ属菌（指針で示されている上限値 10 CFU / 100 mL

実験体の数値）

ウ 大腸菌群数（指針で示されている上限 1 個 / mL 以下、実験体の数値）

エ 濁度（指針で示されている上限値 5 度以下、実験体の数値）

オ 過マンガン酸カリウム消費量（指針で示されている上限値 25 mg / L 以下、実験体の数値）

カ 残留塩素（実験体の数値）

8 検査・監督

役務の完了検査については、「検査結果報告書」をもって検査を行う。

9 その他

- (1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い、速やかに提出すること。
- (2) 請負者は役務終了後、直ちに「役務完了届」を作成し、官側担当官に提出するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項について、役務に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者と協議するものとする。

件 名	レジオネラ属菌検査役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 2